

プロポーザル実施説明書

1 業務内容

(1) 契約件名

成城地区脱炭素地域づくり広報PRマネジメント及び支援等業務委託

(2) 履行期間

契約の日から令和10年3月31日まで

※なお、契約は単年度ごとに締結し、履行状況が良好と認められる場合及び予算の配当を条件とし、マネジメント及び支援業務に関しての新たな契約を結ぶことを認める。

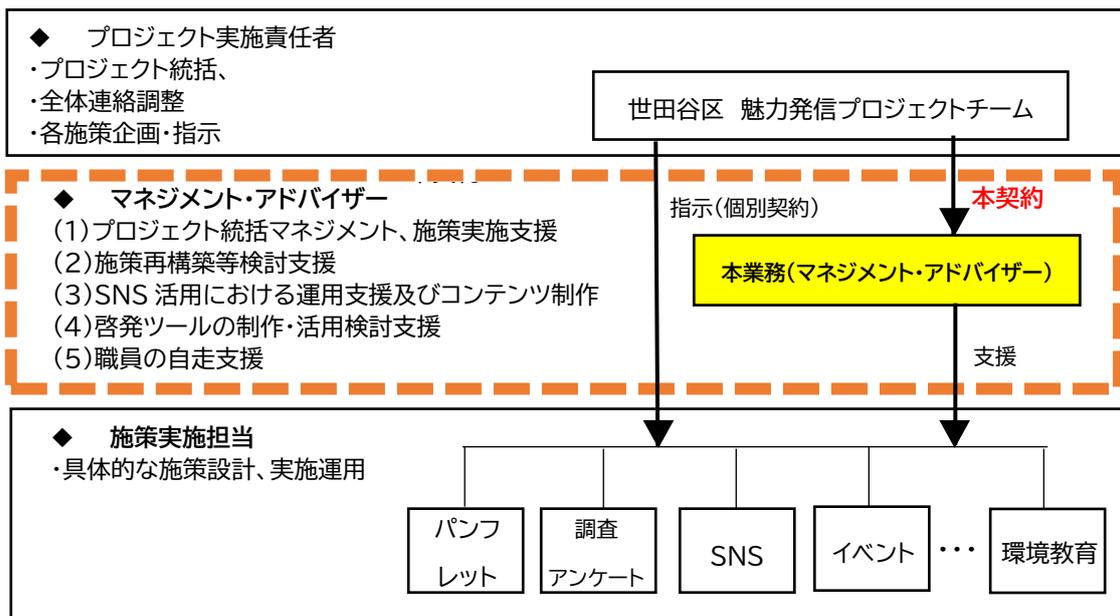
(3) 目的

区では、令和5年に策定した世田谷区地球温暖化対策地域推進計画において、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で57.1%削減するという目標を掲げて、様々な環境政策に取り組んでいる。目標実現に向けた2030年度までの取組みの一つとして、成城地区において、地域の魅力発信・課題の解決と併せて脱炭素化に資する「脱炭素地域づくり」に取り組んでいる。

本事業は、地域住民・事業者等の機運を醸成し、地域全体で地域づくりを進めていく必要があることから、持続可能な地域づくりへの理解促進や、脱炭素ライフスタイルへの転換を促すための広報PRを担う「成城地区魅力発信プロジェクト」を実施する。そこで、本業務は、地域住民の心に刺さり行動変容につながる様々な広報施策を運用していくために、広報戦略的な視点からの専門的知見を活用し、効果的なPR施策の推進に向けた助言及び提案、コンテンツ制作等の支援等を行うものである。

(4) 業務内容

【プロジェクトイメージ図】



【委託内容】

(1) プロジェクトの統括マネジメント、施策実施支援

事業全体（「別紙2-1 事業全体概要」参照）を理解したうえで、プロジェクト目標（「別紙2-2 広報PR計画書」参照）の達成並びに区が実施する実証事業への参加促進につながる効果的な施策内容となっているか等の視点から、プロジェクト全体の進捗管理や各施策の実施状況把握、KPIの設定などの統括マネジメント及び区が目指す脱炭素地域づくりを踏まえた広報戦略視点からの総合的なアドバイスを行うこと。

(2) 施策再構築等検討支援

① 施策の見直し・再構築検討支援

各施策の効果やステークホルダー（自治会、地域内学校、地域事業者、協力・連携事業者等）との関係性づくり等の進捗を踏まえて、必要に応じて区が実施する施策の見直しまたは再構築、新たな企画検討について、必要な助言及び検討支援を行うこと。

② 次年度広報計画策定

実施施策の進捗及び効果を踏まえて必要な施策の洗い出しなどの支援を行い、区と協議のうえで、次年度の広報計画を策定すること。

(3) SNS活用における運用支援及びコンテンツ制作

プロジェクト施策の一つであるSNS活用について、以下の支援及びコンテンツ制作を行うこと。

【SNS運用概要（予定）】

本業務で活用するSNSは以下のとおりとし、令和7年9月から運用を開始する。

- ・LINE公式アカウント（既アカウント：SEIJO GREEN CITY）
- ・Instagramのビジネスアカウント

① SNS活用における運用ガイドライン等の作成・運用支援

SNS運用にあたり、区が作成する運用ガイドライン等の規約策定・運用について、プロジェクト目標を踏まえて、専門的知見からアドバイスを行うこと。なお、作成物は以下を想定する。

- ・利用規約
- ・運用ガイドライン
- ・配信基準

② Instagram投稿用のフィードまたはリール用動画のコンテンツ制作（月1回）

成城地区の住民・事業者等が成城地域を好きになってもらい、地域及び脱炭素行動に目を向けてもらえるような、魅力向上につながる企画を提案し、区と協議のうえ、制作すること。なお、Instagram内のトレンドや新機能を取り入れた提案等を行うこと。

a. テーマ

- ・地域内の魅力スポット（みどり、施設等）

- ・サステナブルに取り組む人、お店
- ・地域内イベント など

b. 取材・撮影・編集

- ・取材の際は、原則受託者がアポイントを取ることを。
- ・投稿に使用する写真及び動画は、原則本業務の中で新たに撮影すること。
- ・写真や動画において、人物やBGM等の使用に関しては、著作権等の権利関係の問題が発生しないものを使用すること。また、許諾が必要な場合は、受託者にて手続きを行うこと。
- ・効果的な音楽や効果音を挿入すること。
- ・キャプションは、単なる紹介文とならないよう、目的を踏まえ、ターゲットの興味関心を高める内容となるよう工夫すること。

(4) 啓発ツールの制作・活用検討支援

当プロジェクトの認知拡大、機運醸成を目的に区が制作する啓発ツールについて、区が目指す脱炭素地域づくりを踏まえて、企画の支援を行うこと。なお、啓発ツールには、プロジェクトロゴ（SEIJO GREEN CITY）を使用し、環境に配慮した品を想定する。

(5) 職員の自走支援

プロジェクトを遂行する区職員が自ら効果的な PR 施策や手法を検討し、各施策分析に基づく効果測定・検証、指標（KPI）の設定等ができることを目指した支援を行うこと。

2 提案限度額 令和7年度：4,200,000円（消費税込）

3 プロポーザル方式を採用する理由

本事業で取り組む脱炭素地域づくり広報 PR（成城魅力発信プロジェクト）は、脱炭素ライフスタイルへの転換を促すと同時に地域の魅力向上に資するよう、地域住民・事業者等の理解を促進しながら地域全体の機運醸成につなげていくための地域住民の心に刺さる効果的・戦略的な広報を実施する必要がある。そこで、長・中期目標及び指標（KPI）を設定したうえで、成城地区でのこれまでの取り組みや現状、地域の特徴やステークホルダーとの関係性等を踏まえて策定した「令和7年度 広報PR計画書」（別紙2-2）に沿って、パンフレット制作やSNS運用など広報施策を実行していく予定である。

そこで、本業務は目標達成に向けて、行動変容につながる様々な広報PR施策を戦略的に運用していくために、専門的な広報知識や実績等を有する企業の提案をもとに、施策全体を統括するマネジメントや支援業務を委託する必要がある、入札による契約でなく、事業の理解度やマネジメント及び企画提案力をもって契約相手先候補を特定するプロポーザル方式による事業者選定を実施する。

4 参加資格条件

提案書提出者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税、市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 本プロポーザルの審査委員会の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

5 選定スケジュール(予定)

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 手続き開始の公告 | 令和7年6月 2日(月) |
| (2) 説明書の交付期間 | 令和7年6月 2日(月)～6月16日(月) |
| (3) 参加表明書受付期間 | 令和7年6月 2日(月)～6月16日(月) |
| (4) プロポーザル招請通知送付日 | 令和7年6月20日(金)までに随時通知 |
| (5) 質問書受領期間 | 令和7年6月20日(金)～7月7日(月) |
| (6) 質問回答書送付日 | 令和7年7月10日(木) |
| (7) 提案書提出期間 | 令和7年7月23日(水) |
| (8) 一次審査結果通知 | 令和7年7月下旬 |
| (9) 二次審査(提案説明会) | 令和7年8月上旬 |
| (10) 選定結果通知 | 令和7年8月上旬 |

6 説明書の交付期間、場所

(1) 交付期間

令和7年6月2日(月)～令和7年6月16日(月)午後5時

(2) 場 所

世田谷区ホームページ掲載

[世田谷区トップページ](#) > [区政情報](#) > [契約・入札情報](#) > [発注情報](#) > [現在実施中のプロポーザル情報](#) > [住まい・街づくり・環境](#)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02240/25823.html>

7 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

- (1) 提出期限：令和7年6月16日(月)午後5時【必着】
- (2) 提出場所：世田谷区環境政策部気候危機対策課(「17 本件担当」に同じ)
- (3) 提出方法：持参又は郵送(郵送は、書留郵便に限る)
- (4) 提出書類：以下の書類すべて

項目	留意事項
参加表明書	【様式1】に必要事項を記載
納税証明書	ア) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3） イ) 法人都道府県民税の納税証明書 ※発行から3ヶ月以内のもの（写し可）。
会社概要	様式自由（会社のパンフレット等）

8 提案書の提出対象者を選定するための基準

本件では、参加表明書に基づく「4 参加資格条件」の確認のみを行う。参加資格の確認ができたものには、プロポーザル招請通知を送付（電子メールおよび郵送）し、参加資格が確認できなかった提出者には、確認できなかった旨を通知する。

9 質問の受付及び回答

（1）質問書を提出できる者

参加表明書を提出した者

（2）質問の対象とする内容

質問の対象は、実績評価に係る実績及び資格、提案評価に係る提案等に関すること

（3）質問方法

【様式2】「プロポーザル質問表」を電子メールにて提出すること。

※電子メールアドレスは招請通知内にてお知らせする。

（4）送付方法及び件名

送付先：招請通知時に指定

件名：令和7年度 成城地区脱炭素地域づくり広報PRマネジメント及び支援等
業務委託プロポーザル質問（会社名）

（5）受付期間

令和7年6月20日（金）午前8時30分～7月7日（月）午後5時

（6）回答方法

質問者からの質問事項を取りまとめ、令和7年7月10日（木）までに参加者全員に電子メールにより回答する。なお、回答書の送付前に参加辞退した者は、回答を送付しないこととする。

10 提案書の提出期間、提出先及び方法

（1）提出期間

令和7年6月20日（金）～令和7年7月23日（水）午後5時【必着】

（2）提出先

世田谷区環境政策部気候危機対策課（「17 本件担当」に同じ）

(3) 提出方法及び部数

下記資料について、PDF データを電子メールで提出すること。

※電子メールアドレスは招請通知内にてお知らせする。

提出書類	留意事項
① 提案書 (正)	【11(1)～(6)】のすべて
② 提案書 (副)	【11(1)～(6)】のすべて ※ 提案書 (副) は、審査で使用するため、表紙の提出者及び連絡担当者は記載しないこと。

1.1 提案書の作成方法・内容

提案書は、以下の各項目について、文字サイズ12ポイント以上、A4判として作成すること。なお、(2)～(6)については、様式は自由とし、提出者を特定することができる内容(社名等)は記載しないこと。

提案書の項目	留意事項
(1) 提案書表紙 【様式3】	提案書(副)については、審査で使用するため、提出者及び連絡担当者欄は記載しないこと
(2) 業務実施方針	・本業務を実施する際の基本的な考え方、方針等を記載すること ・A4判、1ページまでとする
(3) 実施体制	・本業務を実施する際の体制、役割等を記載すること ・必要に応じて予定する管理者、技術担当者が保有資格や業務実績等を記載すること ・A4判、1ページまでとする
(4) 特定テーマに対する提案	・別紙1「提案書作成要領」を参考にして、特定テーマに対する提案をすること ・A4判、6ページ以内とする
(5) 企業実績	本業務と同種又は類似する業務実績 ・3案件を上限に提示すること
(6) 見積もり概算	業務項目、算出根拠、見積額等を記載すること

1.2 提案書を特定するための評価基準

提案書の審査は、審査委員会が別に定めた審査要領に基づき実施する。

<審査項目及び審査の視点>

	審査項目	審査の視点
提案書	業務実施方針	本事業の目的を踏まえ、的確な着眼点から発想された内容であるか
	実施体制	・動員計画に妥当性があり、業務分担が不明確・不自然で

		ないか ・管理者及び担当者は、企業実績に係る実務実績があり、専門技術や知識を十分に発揮できると認められるか
	特定テーマに対する提案	・業務内容の理解度が高い提案であるか ・業務目的、特性を適切に把握した提案であるか（着眼点、問題点、解決方法等） ・業務の進め方、手法に説得力、実現性があるか ・独自性があり、創意工夫がなされている提案であるか
	企業実績	同種又は類似の業務実績があり、本業務内容と照らして適切な業務履行が期待できるか
	資料作成、説明能力	提案内容や企業実績等の資料がわかりやすく、表現力、説得力のある効果的な構成となっているか
	見積もり概算	提案内容との整合性（参考見積の内容が、提案内容に対して不適切と判断できる場合は特定しない）
ヒアリングのみ	取組み姿勢	業務に対する熱意、取組み意欲が感じられるか
	コミュニケーション能力	説明がわかりやすいか、質問に対する応答が明快かつ迅速か

1.3 提案書の審査方法

(1) 審査委員の構成

本プロポーザルの審査に関する審議は、審査委員会設置要綱により審査委員会を設置し行う。委員会は、下表に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

委員長	環境政策部長	中西 成之
委員	環境政策部 気候危機対策課長	上原 雅三
委員	砧総合支所 街づくり課長	市川 泰史

(2) 審査方法

①一次審査（書類）

提案書、見積書により総合的に審査を行い、二次審査の対象者を3社程度に選定する。

②二次審査（プレゼンテーション）

提案書、見積書に加え、プレゼンテーション及び質疑内容について、当審査において、最も優れた事業者を本件業務委託契約締結の相手方となるべき候補者とする。

- ・実施予定日：令和7年8月上旬
※実施日時については、参加表明書受付後の招請通知時に連絡する。
- ・一次審査で優れた上位事業者3社において、提案書のプレゼンテーション及び提案内容に関する質疑応答を行う（プレゼンテーション15分、質疑10分を予定）。
- ・プレゼンテーションに用いる資料は、提出された提案書のみとし、新たな資料等の配布は認めない。
- ・審査会場、時間等の詳細については、二次審査対象者に別途通知する。

(3) 審査時期 令和7年7月下旬～8月上旬（予定）

1.4 候補者の選定

審査委員会において、前記1.2の審査項目に基づく審査結果を総合的に評価し、評価の合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定する。

1.5 審査結果の通知

令和7年8月上旬に、電子メール及び郵送により通知する。

1.6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ・日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ・契約保証金：免除
- ・契約書作成の要否：要
- ・審査の結果、第1順位の提案者を委託先の第1候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- ・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

(3) 参加表明書及び提案書の作成について

- ・参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。
- ・提案書作成のために区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用してはならない。

(4) 記載内容の変更等について

- ・参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、発注者の了承を得なければならない。また、審査に必要な場合は、提出後においても追加書類の提出を求める場合がある。

(5) 提案者の失格について

- ・参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

1.7 本件担当

環境政策部気候危機対策課 脱炭素地域づくり担当 阿部、戸頃

住所：〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1（二子玉川分庁舎B棟3階）

電話：03（6432）7133

窓口：午前8時30分～午後5時（土日、祝日を除く）